



高岡市告示第 420 号

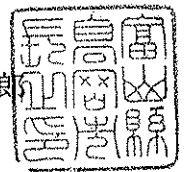
字の区域の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、本市の字の区域を次のとおり変更するものとし、同条第 2 項の規定により告示する。

上記の処分は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）の規定による叢島地区の換地処分の告示のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成 18 年 12 月 26 日

高岡市長 橋 慶 一 郎



字の区域の変更に関するもの

市名	従前の大字の区域を変更し、大字「福岡町矢部」に編入する区域	
	大字名	地番
高岡市	福岡町叢島	177 の 1 の一部、178 の一部

市名	従前の大字の区域を変更し、大字「福岡町大滝」に編入する区域	
	大字名	地番
高岡市	福岡町叢島	1 から 3 までの各一部、6 の一部、7 の 1 の一部、7 の 2 の一部、23 の一部、24 から 27 まで、28 の一部、86 の一部、87 の一部

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市名	従前の大字の区域を変更し、大字「福岡町上叢」に編入する区域	
	大字名	地番
高岡市	福岡町叢島	127、128

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市名	従前の大字の区域を変更し、大字「福岡町蓑島」に編入する区域	
	大字名	地番
高岡市	福岡町上蓑	339、582の一部、583、587の一部、723の2の一部、725の2の一部、727の2の一部、954の2の一部、956の2の一部、957の一部、958の2の一部、959、960の2の一部

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市名	従前の大字の区域を変更し、大字「福岡町蓑島」に編入する区域	
	大字名	地番
高岡市	福岡町大滝	1390の1の一部、1390の2、1390の3、1391の一部、1413の2の一部、1414から1417まで、1418の一部、1419の一部

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市名	従前の大字の区域を変更し、大字「福岡町蓑島」に編入する区域	
	大字名	地番
高岡市	福岡町矢部	1361

上記の区域内にある市有地の全部を含む。